

令和4年度第4回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 保険年金課長

午後1時30分開会

- ・部長あいさつ
- ・会長あいさつ
- ・議事

規定により会長が議長となり、議事を進行する。

議 長	議題1 答申案について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議題1 答申案について説明する。 第3回国民健康保険運営協議会の議論を踏まえ作成した答申案を読み上げ、内容を説明する
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。
1 号 委 員	前回みなさんの意見では、なんとか税率をあげないでこのままで運営していただきたいという意見が多かったのではないかと思います。その意見を汲んでいただいたようで、大変ありがたいと思います。
議 長	本算定は、仮算定と比較して見通しはいかがでしょうか。
事 務 局	県に確認をしたところ、仮算定額からあまり変えたくないという話でしたので、大幅に変わることはないと思います。
議 長	その他ご質問、ご意見はございませんか。 それではご意見ないようですので、議題1について採決を行います。提案どおりでご承認いただける方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 承認多数と認め、提案どおり答申をするよう進めさせていただきます。

続きまして、議題2 関市国民健康保険条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議題2 関市国民健康保険条例施行規則の一部改正について説明する。

傷病手当金の適用期限の延長についてです。
適用期間を令和5年3月31日まで延長します。傷病手当とは、給与をもらっている被保険者が新型コロナウイルス感染症になった場合などに給与の3分の2程度の手当が支給されるものです。3ヶ月ごとに国から通知があり、それを受けて改正していますが、今回で10回目の延長となります。今年度の申請は、11月末現在で38件です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

ご意見がないようですので、議題2についてはこれで終わります。
それでは、以上をもって本会議に付議されたすべての議題について承認したこと報告し、進行を事務局にお返しします。

午後2時00分閉会